

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 正和福祉会
主たる事務所の所在地	〒849-2304 佐賀県武雄市山内町大字大野7045番地
代表者（職名・氏名）	理事長 向 隆光
設立年月日	昭和53年1月25日
電話番号	0954-45-5155

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	ショートステイサービス そよかぜの杜	
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
事業所の所在地	〒849-2304 佐賀県武雄市山内町大字大野7045番地	
電話番号	0954-45-5155	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定/平成18年4月1日指定(予防)	4171600069
利用定員	定員20人	
通常の送迎の実施地域	武雄市山内町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者的心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人以上
看護職員	常勤 1人以上
介護職員	常勤 6人以上
機能訓練指導員	常勤 1人（兼務）以上
栄養士	常勤 1人以上

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員	生活相談員
管理責任者の氏名	管理 者 廣瀬 智英

7. 利用料

別紙料金表のとおり

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0954-45-5155 面接場所 当事業所相談室
---------	-----------------------------------

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	武雄市福祉部健康課	電話番号 0954-23-9135
	杵藤地区広域市町村圏組合	電話番号 0954-69-8222
	佐賀県国民健康保険団体連合会	電話番号 0952-26-1477

苦情処理 第三者委員	川内 元孝（評議員）	0954-45-3280
	立花 泰賢（評議員）	0954-23-2754
	下平 博明（家族の会代表）	0952-84-6370

※公的な立場で苦情を受け付け、相談にのっていただけます。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

12. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対するサービスを提供するにあたり、次の事項を守ります。

- (1) ご契約者の生命・身体の安全に配慮します。
- (2) ご契約者の体調・健康状態をみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、ご契約者から聴取・確認の上サービスを提供します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご契約者に対して定期的に避難・救出そのほかの必要な訓練を行います。訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- (4) ご契約者及び他のご入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為は行いません。
- (5) ご契約者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- (6) サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (7) 入居者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための責任者を選定し、委員会を開催し、指針の整備を行い、職員に対して研修を実施します。
- (8) 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組みます。
- (9) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。
- (10) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、ハラスメント対策に取り組みます。
- (11) 認知症研修の受講状況、事業者の認知症に関する取り組み状況について介護サービス情報公表システムにその情報を掲載します。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中止や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- (5) ペット等を飼われている方は、大切なペットを守るため、また職員が安全に介護を行うためにも訪問中ゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。職員がペット等に噛まれた場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合がございます。

1 4. 賠償責任について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、当施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 5. 利用料の変更等について

当施設の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合や各種加減算について取得に変更が生じた場合は事前に書面にてその内容を説明し、同意の上署名を得るものとします。

◇◆利用料金表◆◇

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証の割合です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設短期入所生活介護費（多床室）】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金※（注2）参照		
		1割	2割	3割
要介護1	6, 030円	603円	1, 206円	1, 809円
要介護2	6, 720円	672円	1, 344円	2, 016円
要介護3	7, 450円	745円	1, 490円	2, 235円
要介護4	8, 150円	815円	1, 630円	2, 445円
要介護5	8, 840円	884円	1, 768円	2, 652円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
看護体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	40円	4円	8円	12円
看護体制加算Ⅱ	※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	80円	8円	16円	24円
夜勤職員配置加算Ⅰ	夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対し、より適正なサービスの提供を確保する	130円	13円	26円	39円
医療連携強化加算	利用者の急変の予測や早期発見等のため看護職員による定期的な巡視を行い、あらかじめ協力医療機関を定めている場合	580円	58円	116円	174円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を行った場合（入所した日から起算して7日を限度とする）	900円	90円	180円	270円
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められた場合（片道につき）	1, 840円	184円	368円	552円

生産性向上推進体制 加算（Ⅱ）	介護機器を活用し、利用者の安全 やケアの質を確保し、業務効率化 により職員の負担軽減を図ること 等した場合	100円	10円	20円	30円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす 場合（1日につき）※（注3）	180円	18円	36円	54円
看取り連携体制加算	ショートステイサービスで看取り対 応を行った場合（死亡日及び死亡日 以前30日以下に限り1日につき）	640円	64円	128円	192円
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料 金（基本部分 +各種加算減 算）の14.0%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
連続して30日を超えてサービスを利用する場合					
31日目 (リセットの日)	保険対象外（基本部分及び加算部分）	全額自己負担			
32日目以降	△30円／日（基本部分）				

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（2）介護予防短期入所生活介護の利用料 【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費（多床室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金※（注2）参照		
		1割	2割	3割
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められた場合（片道につき）	1,840円	184円	368円	552円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）※（注3）	180円	18円	36円	54円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護機器を活用し、利用者の安全やケアの質を確保し、業務効率化により職員の負担軽減を図ること等した場合	100円	10円	20円	30円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の14.0%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（3）食費・居住費

食 費	居 住 費
1,445円／1日（朝405円 昼・夕520円）	915円／1日

（注4）食費は、1食単位で費用の支払いを受けるものとし、また利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。

（4）その他の費用

送迎費	通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合 1kmにつき10円
理美容代	理美容（1回につき） 1,500円
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（5）支払い方法

上記（1）から（4）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 ※金融機関毎に別途手数料をご負担いただきます。 お支払いの確認ができましたら領収書を発行し、翌月請求書と合わせて郵送させていただきますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

令和7年7月1日改定